

2. 第3期介護保険事業（支援）計画等について

（1）地域介護・福祉空間整備等交付金について

2. 第3期介護保険事業（支援）計画等について

（1）地域介護・福祉空間整備等交付金について

本交付金の内容については、昨年の課長会議及び本年1月の部局長会議にて主だった事項をお示ししてきたところである。

以下の説明は、現在国会に提出している「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」※（以下「基盤整備促進法」という。）に基づく、市町村交付金及び都道府県交付金（「地域介護・福祉空間整備等交付金」と総称する。）を交付する際の事務手続きについて、地方自治体における諸準備を進める観点から、現段階の案をお示しするものである。したがって、今後変更があり得ることに留意されたい。

各都道府県（指定都市、中核市）におかれては、管内市町村に対して速やかな情報提供をお願いしたい。

※ 「民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合施設の整備の促進に関する法律」を
「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律（案）」
により改正予定。

ア 市町村交付金について

（ア）市町村整備計画の策定

市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基盤整備促進法に基づき、日常生活圏域を単位として、公的介護施設等の面的な配置構想を基に、今後3年以内に実施する基盤整備事業を明らかにした市町村整備計画を策定することができる。市町村整備計画に記載すべき事項は別紙1のとおりである。

なお、平成17年度においては、介護予防拠点の緊急整備を図る観点から、介護予防拠点の整備事業のみを盛り込んだ市町村整備計画を策定することも差し支えないものとする。

(イ) 市町村整備計画策定に当たっての留意点

- a 市町村整備計画及びその基礎となる面的な配置構想は、介護保険事業計画に定める次年度必要入所定員総数の範囲内とする等、介護保険事業計画、市町村老人保健福祉計画など、市町村が別途策定する介護サービス等の提供量等に関する計画との整合性を図るものとする。
- b 市町村整備計画の策定に当たっては、地域住民（被保険者）の意見を反映させる仕組みを設けることとする。

(ウ) 市町村整備計画の提出期限及び提出先

市町村は、市町村交付金を充てて市町村整備計画に定める事業を実施しようとするときは、当該市町村整備計画を前年度の○月末（平成17年度については平成17年5月上旬）までに、当該市町村の属する都道府県知事を経由して、当該都道府県を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長）に提出するものとする。

(エ) 市町村整備計画の評価

市町村整備計画に定める事業が完了した時は、学識経験者等による委員会（介護保険事業計画作成委員会の活用又はその拡充などにより対応すること。）による評価を行い、その結果を公表するものとする。

(オ) 市町村交付金の交付

- a 交付の方法
市町村に対して直接交付する。
- b 対象事業
 - 次の地域密着型サービス等の拠点

- ・ 小規模多機能型居宅介護
 - ・ 小規模（定員29人以下）の特別養護老人ホーム（個室・ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）
 - ・ 小規模（定員29人以下）の老人保健施設（個室・ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）
 - ・ 小規模（定員29人以下）の特定施設入所者生活介護の指定を受けるケアハウス（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情を踏まえるものとする。）
 - ・ 認知症高齢者グループホーム
 - ・ 認知症対応型デイサービス
 - ・ 夜間対応型訪問介護事業
- 介護予防拠点
 - 地域包括支援センター
 - 生活支援ハウス（沖縄振興特別措置法、離島振興法、半島振興法、山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法、水源地域対策特別措置法施行令及び奄美群島振興開発特別措置法に基づくものに限る。）
 - 高齢者の在宅生活を支えるための基盤形成

c 整備区分等

① 市町村交付金の対象となる対象事業別の整備区分は、次表のとおりとする。

対 象 事 業	整 備 区 分
○地域密着型サービス等の拠点	
・ 小規模多機能型居宅介護	創設
・ 小規模の特別養護老人ホーム	創設、増築、改築、改修、その他改修
・ 小規模の老人保健施設	創設、改築、改修
・ 小規模のケアハウス（特定施設）	創設
・ 認知症高齢者グループホーム	創設

・認知症対応型デイサービス	創設
・夜間対応型訪問介護事業	創設
○介護予防拠点	創設
○地域包括支援センター	創設
○生活支援ハウス	創設
○高齢者の在宅生活を支えるための基盤形成	創設

② 市町村交付金の対象となる整備区分ごとの整備内容は、次のとおりとする。

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
増築	既存施設の定員を増加するための整備を行うこと。
改築	既存施設の定員を増加させずに改築（一部改築を含む。）を行うこと。
改修	既存の非個室、ユニット型の施設を個室・ユニット型（準個室・ユニット型を含む。）に転換するため、居室環境等の改善整備を行うこと。
その他改修	活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備の整備又は窓枠改良工事、地震防災対策上必要な補強改修工事等。

(注) 創設、増築及び改築については、積極的に既存社会資源（例えば学校等の空き教室、商店街の空き店舗、空き民家等）の活用を図るものとする。

d 採択基準

国は、各市町村から提出された市町村整備計画について次の観点から評価を行い、その結果を踏まえて予算の範囲内で市町村交付金を交付する。

① 別表1に掲げる指標により評価を行い、その結果により各市町村計画の順

位付けを行う。

- ② ①の順位の高い市町村計画から順に、後年度の負担額も勘案した上で、当該年度の交付額の合計額が予算を超えない範囲内で、市町村交付金を交付する。

e 交付額の算定方法

国は、(オ)のbに掲げる事業の実施に要する経費に充てるため、次の算定方法により、市町村に対する交付額を決定する。なお、各市町村は、交付金総額の範囲内において対象事業間の配分額を調整することができる。

- ① 市町村整備計画記載の全事業に係る別表2の事業区分ごとの配分基礎単価の合計額を算定する(合計額が1億円を超える場合は、1億円を限度とする。)
- ② 次表の左欄に掲げる法律に基づく国の財政上の特別措置等の対象となる事業が含まれる場合については、次表の右欄に掲げる額を加算する。

法 律	加 算 額
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律	別表2の事業区分ごとの配分基礎単価に0.10を乗じて得た額
沖縄振興開発特別措置法	別表2の事業区分ごとの配分基礎単価に0.50を乗じて得た額
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律	別表2の事業区分ごとの配分基礎単価に0.30を乗じて得た額(木造施設の改築を伴う場合に限る。)
地震対策特別措置法	別表2の事業区分ごとの配分基礎単価に0.30を乗じて得た額(木造施設の改築を伴う場合に限る。)

- ③ 豪雪地帯対策特別措置法の対象となる事業が含まれる場合については、①及び②の合計額に0.08を乗じて得た額を加算する。
- ④ 市町村整備計画記載の全事業に係る実際の事業費の合計額を算定する。

- ⑤ ①、②及び③の合計額と④の額とを比較し、いずれか少ない方の額をもって交付額とする。

f その他

- ① 1つの日常生活圏域に係る市町村交付金の交付は、3年に1回を限度とする。

ただし、介護予防拠点の整備事業のみを盛り込んだ市町村整備計画に係る市町村交付金については、この限りではない。

- ② 国に提出された市町村整備計画が多数にのぼった場合、上記d及びeにかかわらず、1市町村につき交付対象とする計画数を調整し、又は、1計画当たりの交付上限額を調整することがある。

イ 都道府県交付金について

(ア) 施設生活環境改善計画の策定

都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）は、基盤整備促進法に基づき、毎年度、施設生活環境改善のための基盤整備を行うための「施設生活環境改善計画」を策定することができる。施設生活環境改善計画に記載すべき事項は別紙2のとおりである。

(イ) 施設生活環境改善計画策定に当たっての留意点

- a 施設生活環境改善計画の策定に当たっては、介護保険事業支援計画に定める各圏域ごとの次年度必要入所定員総数の範囲内とするなど、介護保険事業支援計画及び都道府県老人保健福祉計画との整合性を図るものとする。
- b 都道府県（指定都市及び中核市は除く。）は、管内市町村の市町村整備計画に記載する小規模の特別養護老人ホーム、小規模の老人保健施設及び小規模のケアハウス（特定施設入所者生活介護の指定を受けるもの。）の整備量を把握すると

ともに、施設生活環境改善計画に係る特別養護老人ホーム、老人保健施設及びケアハウスを含めた整備量全体が次年度必要入所定員総数を上回らないようにする。

(ウ) 施設生活環境改善計画の提出期限及び提出先

都道府県は、都道府県交付金を充てて施設生活環境改善計画に基づく事業を実施する場合は、当該施設生活環境改善計画を前年度の〇月末（平成17年度については平成17年4月末）までに当該都道府県を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長）に提出するものとする。

(エ) 都道府県交付金の交付

a 交付の方法

都道府県に対して直接交付する。

b 対象事業

○ 介護関連

- ・ 特別養護老人ホーム（定員30人以上）及び併設される老人ショートステイ用居室（個室・ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）
- ・ 老人保健施設（定員30人以上。個室・ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）
- ・ 特定施設入所者生活介護の指定を受けるケアハウス（定員30人以上。ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）
- ・ 訪問看護ステーション
- ・ 養護老人ホーム及び併設される老人ショートステイ用居室

○ 障害者関連

- ・ 補装具製作施設

- ・ 盲導犬訓練施設
- ・ 点字図書館
- ・ 聴覚障害者情報提供施設

c 整備区分等

都道府県交付金の対象となる対象事業別の整備区分は、次表のとおりとする。

なお、各整備区分ごとの整備内容はアの（オ）のcの②のとおりとする。

対 象 事 業	整 備 区 分
特別養護老人ホーム	創設、増築、改築、改修、その他改修
ケアハウス（特定施設）	創設
養護老人ホーム	創設、増築、改築、その他改修
老人保健施設	創設、改築、改修
訪問看護ステーション	創設
補装具製作施設	創設、改築
盲導犬訓練施設	創設、改築
点字図書館	創設、改築
聴覚障害者情報提供施設	創設、改築

d 交付額の算定方法

国は、各都道府県から提出された施設生活環境改善計画を基に、次の算定方法により交付額を決定する。なお、各都道府県は、交付金総額の範囲内において対象事業間の配分額を調整し、整備量を増やすことができるものとする。

- ① 別表3のaに該当する対象事業ごとに、配分基礎単価に人数を乗じて得た額、その他については施設数を乗じて得た額に、別表4に定める調整率を乗じて得た額を算定する。
- ② 対象事業に係る実際の事業費の合計額を算定する。

- ③ ①と②とを比較し、いずれか少ない方の額をもって交付基礎額とする。
- ④ 全都道府県に対する交付基礎額が予算の範囲内となるよう調整し、各都道府県に対する交付額を決定する。

(オ) 平成16年度からの継続事業の取扱いについて

平成16年度において既に国庫補助金を受け、平成17年度においても継続整備される施設に係る都道府県交付金については、平成17年度公共工事コスト縮減等に係る単価改定率(△3.5%)を反映させた上で、従前の方法に準じて交付額を算定し、都道府県交付金として交付するものとする。

なお、この場合における平成17年度の基準単価は、別途通知する。

ウ 留意事項(共通)について

- (ア) これからの基盤整備については、地域の実情を踏まえながら、出来る限り既存の社会資源を活用しながら進めていくことが重要であるので、市町村整備計画及び施設生活環境改善計画の策定に当たって特に留意すること。

(イ) 対象経費

本交付金は、財政法(昭和22年法律第34号)第4条の規定に基づく公債発行対象経費に該当するものであり、交付金の交付の対象となる経費の範囲については、平成3年11月25日厚生省社第409号「社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担(補助)について(厚生事務次官通知)」に準ずるものである。

(ウ) 事業者の選定

本交付金の対象事業に係る事業者の選定に当たっては、整備資金及び運営資金の確保が確実なものであるとともに、整備後においても健全かつ安定した事業運営が見込まれる者を選定するよう留意すること。

(エ) 木材の活用

対象事業の実施に当たっては、木材の柔らかさや温かさを採り入れることにより、利用者に精神的なゆとりや安らぎをもたらすなどの効果が期待できるよう、木材の積極的な活用を図ること。

(オ) 改修等の選定

改修等を対象事業とする場合には、施設入所者等の安全性を確保する観点などに留意し、建設後の経過年数及び老朽度等を踏まえて選定すること。

【参考資料】

- ・市町村整備計画及び都道府県整備計画のイメージ (参考資料1)
- ・都道府県交付金の交付額の算定方法について (参考資料2)
- ・市町村交付金のスケジュール (参考資料3)
- ・都道府県交付金のスケジュール (参考資料4)

市町村整備計画の記載事項

- ① 市町村の名称
- ② 市町村整備計画の区域
- ③ 公的介護施設等の整備に関する目標
- ④ 市町村整備計画の期間
- ⑤ 既存の社会資源の状況
- ⑥ ③の目標達成のために必要な基盤整備事業の内容（⑤の既存社会資源の活用の有無を含む。）
- ⑦ ⑥の基盤整備事業に係る事業費
- ⑧ 給付適正化事業の実施状況
- ⑨ 地域再生計画に係る評価結果
- ⑩ 市町村整備計画の評価に関する事項 等

施設生活環境改善計画の事項

- ① 都道府県の名称
- ② 公的介護施設等における生活環境の改善に関する目標
- ③ ②の目標達成のために必要な事業に係る施設名、設置主体、開設地、整備区分、
定員
- ④ 介護保険事業計画に関し厚生労働大臣が示す参酌標準に基づき算定した圏域ご
との必要整備量及び既整備量
- ⑤ ③の事業に係る事業費 等

市町村交付金採択指標

1 客観的指標

	内 容
指標 1	当該市町村における 65 歳以上人口の平成 17 年から平成 27 年までの増加率
指標 2	計画の区域における 65 歳以上のひとり暮らし又は 65 歳以上人口の夫婦のみの世帯の割合
指標 3	計画の区域における介護保険 3 施設（地域密着型介護老人福祉施設を含む）及び介護専用の居住系サービス（認知症高齢者グループホーム及び特定施設）の総定員の要介護 2 以上の認定者数に対する割合

2 政策的指標（加算）

	内 容
指標 4	地域密着型サービス拠点の整備を中心としていること 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型デイサービス、夜間対応型訪問介護の 所数
指標 5	サービス拠点相互の連携によるネットワーク形成を目指したものであること ・関係団体、サービス事業者等で形成される協議会等が設置され、サービス提供に 当たっての連携や従事者の資質向上のための取組が行われている場合
指標 6	既存社会資源を活用すること ・既存社会資源の活用が図られている場合 （例）学校、保育所等の空き教室、商店街の空き店舗、 公民館等の公共施設の一部、企業の従業員寮などの改修
指標 7	元気な高齢者や地域住民が参加する「共生型」のコミュニティづくりを 目指したものであること ①シルバー人材センター、ボランティア団体などとの連携を通じて、地域の高齢者、 主婦、学生等の活用が図られる仕組みがある場合で、かつ、 ②地域住民と利用者の交流の機会が設けられている、サービス事業者の職員による 地域住民への介護教室・出前講座の開催や相談窓口の設置が行われている等、地 域に開かれた運営を行っている場合

	内 容
指標 8	<p>未来志向の事業又は先駆性の高い事業を実施するものであること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅と施設の連携、認知症高齢者ケアの充実、高齢者ケアと障害者ケアの連携など、未来志向の事業や先駆性の高い事業を実施している場合
指標 9	<p>給付適正化事業を実施していること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域支援事業等による給付適正化事業を実施している場合
指標10	<p>内閣府による地域再生計画の評価結果等の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域再生推進のためのプログラム2005」（平成17年2月地域再生本部決定予定）による地域再生計画の評価結果の反映（平成18年度から実施） ・平成17年度については、平成16年6月に各市町村から提出された地域再生計画であって本交付金の目的に照らして適当と認められる場合

市町村交付金配分基礎額

事業区分	配分基礎単価
地域密着型サービス等の拠点 <ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模多機能型居宅介護 ・ 小規模の特別養護老人ホーム <ul style="list-style-type: none"> (1ユニット) (2ユニット以上) ・ 小規模の老人保健施設 ・ 小規模のケアハウス(特定施設) <ul style="list-style-type: none"> (1ユニット) (2ユニット以上) ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 認知症対応型デイサービス ・ 夜間対応型訪問介護 	15,000千円 20,000千円 40,000千円 25,000千円 20,000千円 40,000千円 15,000千円 10,000千円 5,000千円
介護予防拠点	7,500千円
地域包括支援センター	1,000千円
生活支援ハウス	30,000千円
高齢者の在宅生活を支えるための基盤形成	厚生労働大臣が 認めた額

都道府県交付金配分基礎単価

対 象 事 業	単 位	配分基礎単価
介護関連		
a 特別養護老人ホーム（併設するショートステイ用居室含む。）、 養護老人ホーム（併設するショートステイ用居室含む。）及び ケアハウス（特定施設）	1 人	2, 250千円
b 老人保健施設	1 施設	25, 000千円
c 訪問看護ステーション	1 か所	4, 000千円
障害者関連		
d 補装具製作施設	1 施設	7, 000千円
e 盲導犬訓練施設	1 施設	厚生労働大臣が認めた額
f 点字図書館	1 施設	23, 000千円
g 聴覚障害者情報提供施設	1 施設	31, 000千円

都道府県交付金に係る調整率

調整率 1（施設種別及び創設、改築等の別に応じたもの）

施設種別	創設	増築	改築	改 修	
				多床室の個室ユニット型への改修	非ユニット型の個室の個室ユニット型への改修
特別養護老人ホーム	1.00	1.00	1.20	0.50	0.25
養護老人ホーム	1.10	1.10	1.25	—	—
ケアハウス	1.00	—	—	—	—
ショートステイ （特養併設）	1.00	—	—	—	—
ショートステイ （養護併設）	1.10	—	—	—	—

※ 老人保健施設、訪問看護ステーション及び障害者関連施設は、定額単価のため上記調整率は乗じない。

調整率 2（建設工事コスト等の地域格差に応じたもの）

地域区分	調整率
A地域	1.05
B地域	1.00
C地域	0.95
D地域	0.90

※ 老人保健施設及び訪問看護ステーションは、定額単価のため上記調整率は乗じない。

調整率3 (特別財政援助を規定した法律等に基づき、補助率のかさ上げ等を行うもの)

特別財政援助を規定した法律等	対象施設	調整率
○豪雪地帯対策特別措置法	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウス、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、点字図書館及び聴覚障害者情報提供施設	1.08 (地域区分をA地域へ引き上げ)
○公害防止に関する国の財政上の特別措置に関する法律	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及びケアハウス	1.10
○沖縄振興開発特別措置法	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、補装具製作施設、点字図書館及び聴覚障害者情報提供施設	1.50
○地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律	特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム	1.30
○地震防災対策特別措置法	特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム	1.30
○別に定める都市部の特例	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウス、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、点字図書館及び聴覚障害者情報提供施設	1.10

※ 老人保健施設及び訪問看護ステーションは、定額単価のため上記調整率は乗じない。

調整率4 既整備量と参酌標準に基づく必要量の比較に基づく率

市町村整備計画及び都道府県整備計画のイメージ

今後3年以内にA日常生活圏域で整備すべきサービス基盤に関する

「市町村整備計画」

- 小規模多機能型居宅介護事業
- 小規模特養
- 小規模老健
- 小規模特定施設(ケアハウス)
- 認知症高齢者グループホーム
- 認知症対応型デイサービス
- 夜間対応型訪問介護事業
- 介護予防拠点
- 地域包括支援センター
- 生活支援ハウス
- 高齢者の在宅生活を支えるための基盤形成

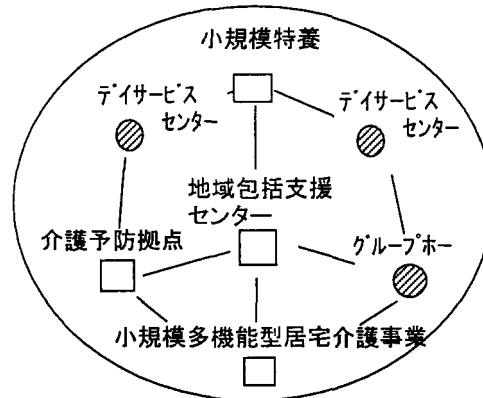
毎年度策定する広域的な介護サービス基盤に関する

「都道府県整備計画」

- 特養
- 老健
- 特定施設(ケアハウス)
- 訪問看護ステーション
- 養護老人ホーム及び併設される老人ショートステイ居室
- 補装具製作施設
- 盲導犬訓練施設
- 点字図書館
- 聴覚障害者情報提供施設

左のサービス見込量を確保するために必要なサービス基盤の

「面的な配置構想」



● は既存施設
→ □のサービスが不足

市町村内のA日常生活圏域のサービス見込量

- 訪問介護 回
- 通所介護 回
- 特別養護老人ホーム 人
- 介護老人保健施設 人

広域的な介護サービス基盤

都道府県交付金の交付額の算定方法について

交付基礎額の算定方法については、以下の算式によることとする。

$$\text{交付基礎額} = \text{A 配分基礎単価} \times \text{B 整備床数等} \times \text{C 調整率1} \times \text{D 調整率2} \times \text{E 調整率3} \times \text{F 調整率4}$$

* 算出された全都道府県に対する交付基礎額が予算の範囲内となるよう調整し、各都道府県に対する交付額を決定する。

A 配分基礎単価

- 区分a: 2,250千円(1人あたり) …特別養護老人ホーム(併設するショートステイ用居室含む)、養護老人ホーム(併設するショートステイ用居室含む)及びケアハウス(特定施設)
- 区分b: 25,000千円(1施設あたり) …老人保健施設
- 区分c: 4,000千円(1施設あたり) …訪問看護ステーション
- 区分d: 各種別ごとに設定(1施設あたり) …補装具製作施設(7,000千円)、盲導犬訓練施設(厚生労働大臣が認めた額)、点字図書館(23,000千円)、聴覚障害者情報提供施設(31,000千円)

B 整備床数等

- 区分aについては、各施設種別・整備区分ごとの整備予定床数
- 区分b～区分dについては、施設数

C 調整率1

施設種別及び創設、改築等の別に応じたもの

- 特別養護老人ホーム
 - ・創設…1.00 ・増築…1.00 ・改築…1.20
 - ・改修(多床室→個室ユニット型)…0.50
 - ・改修(非ユニット型個室→個室ユニット型)…0.25
- 養護老人ホーム
 - ・創設…1.10 ・増築…1.10 ・改築…1.25
- ケアハウス
 - ・創設…1.00
- ショートステイ(特養併設)…1.00
- ショートステイ(養護併設)…1.10

※老人保健施設、訪問看護ステーション及び障害者関連施設は、定額単価のため上記調整率は乗じない。

D 調整率2

建設工事コスト等の地域格差に応じたもの

- A地域 …1.05
- B地域 …1.00
- C地域 …0.95
- D地域 …0.90

※老人保健施設及び訪問看護ステーションは、定額単価のため上記調整率は乗じない。

E 調整率3

特別財政援助を規定した法律等に基づき、補助率のかさ上げ等を行うもの

- 豪雪地帯対策特別措置法 …1.08(地域区分をA地域へ引き上げ)
- 公害防止に関する国の財政上の特別措置に関する法律 …1.10
- 沖縄振興開発特別措置法 …1.50
- 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 …1.30
- 地震防災対策特別措置法 …1.30
- 別に定める都市部の特例 …1.10

※老人保健施設及び訪問看護ステーションは、定額単価のため上記調整率は乗じない。

F 調整率4

既整備量と参酌標準に基づく必要量の比較に基づく率

年 月	市 町 村 交 付 金
平成16年 2月18日	○全国高齢者保健福祉・介護保険主管課長会議 *地域介護・福祉空間整備等交付金の交付手続き等 について(案)の提示
3月下旬	○関係法案成立(見込み)
4月上旬	○交付金制度実施要綱の通知
5月上旬	○市町村整備計画の受理
5月中旬	○市町村整備計画に基づく交付額の内示

年 月	都 道 府 県 交 付 金
平成16年 2月18日	○全国高齢者保健福祉・介護保険主管課長会議 *地域介護・福祉空間整備等交付金の交付手続き等 について(案)の提示
3月上旬	○平成17年度整備要望数に関する調査の実施
3月下旬	○関係法案成立(見込み)
4月上旬	○交付金制度実施要綱の通知
4月下旬	○施設生活環境改善計画の受理
5月上旬	○施設生活環境改善計画に基づく交付額の内示